

2021年10月号

(2021年10月15日発行)

大阪：〒598-0013 大阪府泉佐野市中町 1-2-4

e-mail：[info@senshu-sr.com](mailto:info@senshu-sr.com)

HP：<https://senshu-sr.com>

## 泉州経営協会 静社労士事務所便り

### 雇用保険マルチジョブホルダー制度、小学校休業等対応助成金・支援金の再開

やっと緊急事態宣言があげ、外でお酒が飲めるようになりましたね。今年は忘年会ができるといいなと思っている今日この頃、みなさまいかがお過ごしでしょうか。さて、今回は雇用保険マルチジョブホルダー制度等について紹介していきます。

※過去の事務所便りは、<<https://senshu-sr.com/>>の事務所便りタブよりご覧頂けます。

#### ◆雇用保険マルチジョブホルダー制度（2022年1月1日施行）

雇用保険マルチジョブホルダー制度とは、下記1～3を全て満たす**労働者本人がハローワークに申出**を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者となることができる制度です。

- 1: **複数の事業所で勤務する65歳以上**の労働者が、
- 2: そのうち2つの事業所(1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満)の**労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上**であり、
- 3: 事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること

事業主は、本人からの依頼に基づき、手続きに必要な証明(雇用事実や所定労働時間等)を行う必要があります。失業した場合、離職の日以前1年間に被保険者期間が通算して6か月以上あること等の一定の要件を満たせば、高年齢求職者給付金(被保険者であった期間に応じて基本手当日額の30日分または50日分の一時金)を受給することができるようになります。

基本手当日額：(離職以前6か月の賃金合計÷180)×(50～80%)

被保険者であった期間が1年未満：基本手当日額の30日分

被保険者であった期間が1年以上：基本手当日額の50日分

本制度は、2022年1月1日からスタートします。

雇用保険マルチジョブホルダー制度 事業主向けリーフレット：

<<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000838542.pdf>>

雇用保険マルチジョブホルダー制度 労働者向けリーフレット：

<<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000838540.pdf>>



#### ◆小学校休業等対応助成金・支援金の再開

「小学校休業等対応助成金・支援金」制度について、今年8月以降12月末までの休暇を対象に再開されました。本制度の概要は、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえない保護者を支援するため、年次有給休暇とは別の休暇(賃金全額支給)を取得させた事業主に対し、その全額(ただし上限額有り※)を助成するものです。

※日額上限13,500円(緊急事態宣言とまん延防止等重点措置の対象地域の企業は15,000円)

小学校休業等対応助成金 リーフレット：<<https://www.mhlw.go.jp/content/000836693.pdf>>